

承継銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件

(平成十三年三月二十九日金融庁・財務省告示第三号)

預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号) 第一百一条第二項第四号の規定に基づき、承継銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。

- 一 承継銀行の経営体制の整備
- 二 承継銀行の経営計画の策定